

平成31年西東京市教育委員会第3回定例会会議録

- 1 日 時 平成31年3月10日（日）
開会 午後1時30分 閉会 午後4時31分
- 2 場 所 保谷庁舎3階 第2会議室
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 教 育 長 木 村 俊 二
教 育 長 職 務 代 理 者 森 本 寛 子
委 員 高 橋 ますみ
委 員 米 森 修 一
委 員 後 藤 彰
委 員 山 田 章 雄
- 5 出席職員 教育部長兼特命担当部長 渡 部 昭 司
教育部参与兼教育企画課長 森 谷 修
教育部副参与兼学校運営課長 等々力 優
教育部主幹（学校運営課） 名古屋 勇
教 育 指 導 課 長 内 田 辰 彦
統 括 指 導 主 事 宮 本 尚 登
教育部副参与兼教育支援課長 清 水 達 美
社 会 教 育 課 長 掛 谷 崇
教育部主幹（社会教育課）兼社会教育係長 堀 智 子
公 民 館 長 大 橋 一 浩
図 書 館 長 中 川 恭 一
- 6 事務局 教育企画課長補佐兼企画調整係長 和 田 克 弘
- 7 傍聴人 0人

平成31年西東京市教育委員会第3回定例会議事日程

日 時 平成31年3月10日（日）午後1時30分から
場 所 保谷庁舎3階 第2会議室

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 議案第9号 西東京市教育計画（平成31（2019）年度～2023年度）
- 第 3 議案第10号 西東京市生涯学習推進指針（改訂版）（平成31（2019）年度～2023年度）
- 第 4 議案第11号 史跡下野谷遺跡整備基本計画
- 第 5 議案第12号 西東京市図書館計画（平成31（2019）年度～2023年度）
- 第 6 議案第13号 平成31年度西東京市教育委員会の主要施策
- 第 7 議案第14号 西東京市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則
- 第 8 議案第15号 西東京市教育委員会文書管理規程の一部改正について
- 第 9 議案第16号 西東京市教育委員会公印規則の一部を改正する規則
- 第10 議案第17号 教育財産の用途廃止についての専決処分について
- 第11 議案第18号 西東京市教育委員会の指導主事の人事についての専決処分について
- 第12 報 告 事 項 (1) 教育財産の取得申出について（報告）
(2) 下野谷遺跡の追加指定（告示）について
(3) 公民館のあり方について（報告）
- 第13 そ の 他

西東京市教育委員会会議録

平成31年第3回定例会
(3月10日)

午後 1 時 30 分 開 会

議事の経過

○木村教育長 ただいまから平成31年西東京市教育委員会第3回定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は山田委員にお願いしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村教育長 それでは、本日は山田委員にお願いいたします。

○木村教育長 次に、秘密会にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

日程第11 議案第18号 西東京市教育委員会の指導主事の人事についての専決処分については、人事に関する案件であることから、西東京市教育委員会会議規則第13条第1項ただし書きの規定に基づきまして、会議を秘密会とし、日程第13 その他の後に開催したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村教育長 御異議がないようですので、ただいまの案件については秘密会にて取り扱うことと決定いたしました。

○木村教育長 日程第2 議案第9号 西東京市教育計画（平成31（2019）年度～2023年度）、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○森谷教育部参与兼教育企画課長 議案第9号 西東京市教育計画（平成31（2019）年度～2023年度）を説明させていただきます。

次期教育計画は、市立学校の児童・生徒の保護者、公募市民、小・中学校長、社会教育関係者などを委員とする教育計画策定懇談会を設置し、計11回の会議で検討を重ねてまいりました。昨年度実施したアンケート調査やヒアリング調査の結果、更に、今年度実施したパブリックコメントの御意見等も本計画案に反映しております。

本年2月22日、策定委員会における次期計画案がまとまり、教育長に提出され、計画書の内容について事務局で精査いたしましたので、説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案の計画書の1ページをお願いいたします。

第1章では教育計画の基本的な考え方を示しております。「計画改訂の背景と目的」として、国の動向等を踏まえた上で、西東京市教育委員会として次期計画策定の目的を記載しております。

2ページをお願いいたします。

こちらは、計画の期間、計画の性格、他計画との関係を示しております。

3ページをお願いいたします。

こちらは、「計画の策定体制」として、策定懇談会の開催経過や、4ページから7ページにかけては、昨年度に実施したアンケート調査とヒアリング調査の結果の概要をまとめております。

8ページをお願いいたします。

第2章では、「教育計画の取組成果及び今後の方向性」を示しております。現行計画策定後の教育委員会の取組状況について、五つの基本方針ごとに、毎年行っている事務事業の点検・評価の主な内容を整理・検証したものでございます。更に、各基本方針の最後でございます「今後の方向性」につきましては、次期教育計画における新たな基本方針とのつながりをお示ししております。

14ページをお願いいたします。

第3章では、「教育計画の方向性」について示しております。はじめに、教育目標ですが、四つの基本目標、これは、現行計画を踏襲しております。そして、15ページ、2、「計画の基本方針」ですが、現計画との相違点として、現計画の基本方針の2、「一人ひとりを大切にする教育の推進に向けて」については、特別支援教育体制は一定程度整備が図られてきていること、そして、全ての児童・生徒に対して、特別ではない教育として指導・支援する体制を今後更に充実させ、教育全体に根づかせていくために、次期計画では主に、基本方針1、「子どもの『生きる力』の育成に向けて」の中に組み入れております。また、心理的ニーズに応じた指導・支援の重要性を捉え、新たに、「子どもの『心の健康』の育成に向けて」を基本方針2に位置づけました。

そして、地域との連携や社会教育関係の基本方針を統合・整理し、次期計画は、四つの基本方針といたしております。

14ページの下段には、基本方針のイメージ図を示しており、四つの基本方針はそれぞれ独立したものではなく、互いに関係し合っていることを示したものでございます。

18ページからの第4章、「施策・事業の展開」でございますが、基本方針の四つの柱を実現するための施策と取組事業について、基本方針ごとにお示ししております。

それでは、それぞれの基本方針と主な施策・事業についての説明をいたします。

19ページをお願いいたします。

基本方針1、「子どもの『生きる力』の育成に向けて」では、21ページをお願いいたします。まずは、基礎的・基本的な知識及び技能を子どもたちに着実に定着を目指すほか、24ページのプログラミング教育の推進ですとか、25ページ、持続可能な開発のための教育（ESD）の推進を新たに位置づけ、取り組んでまいります。

26ページを御覧ください。

方向2、「豊かな心を育む教育の実現」では、下から2行目に記載しております「西東京市子ども条例」の趣旨や理念を踏まえた教育活動を充実させていくことを念頭に、29ページを御覧ください。人権教育の推進、30ページのいじめや暴力行為の防止に向けた教育の推進、31ページの道徳教育の充実引き続き取り組んでまいります。

34ページを御覧ください。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、オリパラ教育の推進を位置づけたほか、36ページからは、先ほど申し上げました、現計画の基本方針であった「一人ひとりを大切にする教育の推進」について、引き続き推進してまいります。

41ページを御覧ください。

こちらからは、基本方針2、「子どもの『心の健康』の育成に向けて」、こちらは新たに追加した分野でございます。

42ページの教育相談センターにおけます相談・支援体制の充実や、43ページのネットワークの充実、47ページを御覧いただきますと、学校と教育委員会との連携による支援の充実などの取組も引き続き行い、子どもの「心の健康」の育成に向けて取り組んでまいります。

恐れ入ります、51ページをお願いいたします。

ここからは、基本方針3、「持続可能な社会の創り手を育むための教育環境の充実に向けて」となります。小中一貫教育の推進を新たに位置づけるほか、55ページを御覧いただきますと、学校施設の適正規模・適正配置の検討と併せて、学校施設個別施設計画を策定してまいります。

56ページからの「学校経営改革の推進」では、60ページを御覧いただきますと、学校における働き方改革を推進してまいります。

61ページからの「学校を核とした地域づくりの推進」では、学校と地域の連携・協働を視野に、63ページの地域学校協働本部や、64ページのコミュニティ・スクールなどを新たに位置づけ、学校と地域との連携の研究を進めてまいります。

70ページからの基本方針4、「『学び』を身近に感じ『学び』を実践できる社会の実現に向けて」につきましては、主に、社会教育の分野となります。

72ページ、「生涯学習推進体制の充実」や、75ページ、「誰もが学習に参加できる機会の充実」を進めてまいります。

77ページ、「『学び』が実践できる地域の学習資源の活用」では、公民館と図書館機能の充実の方向性をお示ししております。

80ページ、「文化財の保存と活用の充実」では、特に本市には、南関東屈指の規模を誇る国史跡に指定された下野谷遺跡がございますので、史跡を確実に保全していくとともに、その活用及び活用促進に向けた整備などを進めてまいります。

84ページからの第5章、「計画の推進に向けて」では、今後の教育計画の進行管理と評価について記載しております。

なお、87ページからは資料編として、用語解説、懇談会等開催経過、委員名簿、懇談会設置要綱を掲載しております。

なお、用語解説につきましては、第3章以降の初めて出たページにも解説を記載しております。

説明は以上でございます。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○森本教育長職務代理者 1点、質問なんですけれども、65ページにあります地域安全巡回指導員（スクールガードリーダー）ですけれども、私が存じ上げている方で、市内に3人いらっしゃる方々がスクールガードリーダーとして活躍していただいているんだと思うんですけれども、スクールガードリーダーというものは何か資格みたいなものがあるのかどうか、誰かが任命していただけたのかどうか、その辺についてちょっと教えていただけたらと思うんですが。

- 福田教育部主幹兼統括指導主事 資格というものは特に明記しているものではないんですけども、やはり防犯関係だとか、そういったものにこれまで活動されてきて、学校で関わっている、ほかの地域の方々にアドバイスしていただく必要がありますので、そういった実務経験は必要だと思います。
- 森本教育長職務代理者 そうしますと、あなたはスクールガードリーダーですよというように、こちらのほうからお願いするようになるのでしょうか。
- 福田教育部主幹兼統括指導主事 毎年、委嘱をして、各学校を巡回していただいて、指導・助言をしてもらっています。
- 森本教育長職務代理者 今やっただいて3人の方も、もう高齢になっていらっしゃると思うので、また次の方々を育成していく必要もあるかと思うんですけども、その辺については、さっきの見通しみみたいなものはあるのでしょうか。
- 福田教育部主幹兼統括指導主事 確かに、3人とも、かなりベテランの方ですので、代わりというところは非常に懸念されているところです。次の代というところを検討しながら進めているところです。
- 森本教育長職務代理者 若い方にとすると、なかなか次の方というのが難しいところではあるかと思うんですけども、こういう仕事もありますよということも、まず、認知をしていただかないといけないとか、やはり学校の保護者の方がスクールガードリーダーについて知っているかという、案外御存じないことが多かったですりするので、そういうことも含めて、こういうお役目があるということも含めて、皆さんに周知していただくことも必要なと思いますので、よろしくお願いいたします。
- 高橋委員 64ページの副籍制度の推進についてちょっとお伺いしたいんですが、現在の状況について、近隣の特別支援学校からの要望がどのくらいあるのか、あと、受入先の学校の担当というのは決まっているのかどうか、お願いします。
- 清水教育部副参与兼教育支援課長 現在の状況ということですけども、特別支援学校に通っていらっしゃる方全てに、今、副籍がある状況でございますので、市内の各学校、小・中学校に協力を依頼しながら、直接的交流、学校の授業に出たり、行事のときに一緒にやっただく、あとは、間接的交流ということで、文書、学校だよりの往復であったり、そういうことで、今現在、事業を進めているところではございます。
- 木村教育長 学校に担当はいるんですか。
- 清水教育部副参与兼教育支援課長 担当は、各学校によって決めていただいているところですので、特にこの方が担当というふうに教育委員会として定めているものはなかったと思いますけれども、教育支援コーディネーターが中心になってやっているというようには聞いています。
- 高橋委員 そうすると、個別に要望があったときに、コーディネーターの方が、どこの学校に行っていただくかということを決めるということですか。
- 清水教育部副参与兼教育支援課長 基本的には、その方の御住所の小学校・中学校通学区域に従った学校になってはいますが、どうしても御要望がある場合には、御要望の学校の校長先生にお伝えしまして、受入体制を整えられるようであれば、そちらの学校にということもご

ざいます。原則としては通学区域に従った学校に副籍の交流をしていただいているのが現状でございます。

○高橋委員 ありがとうございます。

○米森委員 20ページと27ページのグラフがございますけれども、この中で、特に中学生で、例えば20ページですと、29年度ですけれども、学校が「楽しくない」と「あまり楽しくない」という子どもが1割、それから、27ページは、自信のもてることが「ない」と「どちらかといえばないと思う」で3割ぐらい、結構、「楽しい」というほうから見ると、多いという評価はあるんですけども、逆に、「楽しくない」という子も一定存在したり、それから、自信がもてないという子が中学校に特にあるような気がしまして、これはアンケートですから、誰というのはわからないとは思いますが、例えば現場のほうではつかんでおられて、そういう子どもたちにどう向き合っているとか、これを受けて、今後、こういうところでそういう子どもたちを、「心の健康」ということもございますので、悩みを抱えているんだったら拾い上げて、こういう対応をしますというようなところがあるかと思っておりますので、その辺をどういうふうにされているかをちょっとお聞かせいただければと思います。

○内田教育指導課長 この数値、「楽しくない」、「あまり楽しくない」という中学生が1割ぐらいいるということと、あるいは、「自分に自信のもてること（よいところ）はありますか」というので、3割ぐらいの人が、あまりそうでないというのは、承知しているところで、若干、前回の調査よりは改善の傾向はあるものの、比較的多い数字だというような認識がございます。特に27ページの「自分に自信のもてること」、いわゆる自己肯定感に関するような部分については、本市もこのような結果になっていますけれども、多くの日本のこういった調査を行いますと、青少年の自己肯定感の低さというのは、本市だけではなくて、全体的な、日本全体の傾向としても、各国と比べると、自己肯定感の低さというのは指摘をされているという認識がございます。

これまでも、教育委員会におきましては、自分たちの自己肯定感を高めるための研究指定校等も作りまして、研究を進めてまいりました。やはり授業の中で自信が持てるようにすること、あるいは学校生活全体を通して自信を持てる部分を作っていくことというところを、その研究の主な柱として、これまで取り組んできたところです。これからも、こういった研究の成果を生かすとともに、やはりこの数値は非常に重要な指標であるという認識がございますので、できるだけ、学校生活が楽しく、そして、自分自身に自信が持てるような学校生活を送れるようなことにつきましては、教育過程全体を通して、この指標が上がるような支援を学校とともにしていきたいなと思っております。

○米森委員 指導の中で、少人数と習熟度ということがありますがけれども、習熟度別の指導は、よく算数とかでお見受けするんですが、指導でこういう効果を狙っているとか、どういう効果があるのか、なかなか見えにくかったものですから、ちょっと教えていただければと思います。

○内田教育指導課長 現在、指導法の工夫・改善としては、習熟度別の指導を行っています。例えば、小学校の算数の時間に習熟度別担当の教員を1名加配することで、例えば2学級のクラスを三つに分けて、習熟度に分けて指導していますというのが基本の状態です。それで、

二つのクラスを三つに展開しますので、1学級単独でやっているよりも人数が少なくなることが多いので、よく習熟度別学習のことを少人数指導というような言い方もすることはあるんですけども、基本的には、習熟度別に分けて指導をしているというところになります。

一方で、中学校で、習熟度別とはいいいながら、英語科におきましては、それは、単純に、二つのクラスを、英語のクラスを三つに展開する、それは習熟度では分けることが難しいので、英語の授業におきましては、人数を、習熟度が高い生徒、習熟度の低い生徒というふうに分けるわけではなくて、単純に分割した中でやっているのが中学校の英語の習熟度別授業ということになります。ただ、その場合は、習熟度別という言い方はするんですが、実際は少人数に分かれているといった形になります。

○米森委員 英語で行われるケースが多くて、英語のほうが生徒のわかり具合とか、少なくしたほうがわかりやすいとか、いろいろあるんですかね、やはり。

○宮本統括指導主事 少人数授業ですと、少ない人数で学ぶことから、例えば、英語を使ってコミュニケーションを図るような場合ですと、小グループで会話するようなことができます。ただ、一方で、習熟度で英語を分けてしまいますと、習熟度の遅い子どもたちですと、なかなか英語で会話するところまでいかないようなこともあるものですから、英語ですと、単純に習熟度ではなくて少人数に分ける場合が多い。

一方、数学とかになりますと、習熟度別にしないと、苦手意識であったり、そういったものがかなり差の開く教科になっていますので、得意な子は、より発展的な問題に取り組み、苦手な子には丁寧な指導を行うということで、比較的、算数・数学では習熟度が有効であるというふうに考えております。

○米森委員 わかりました。

それから、地域と学校の連携・協働のところで、地域学校協働本部、それからコミュニティ・スクールとかいろいろ書いてございまして、いろいろ役割が重複しているところが出てくるものですから、ここら辺の整理が私もなかなかできなくて、わかる方がいらっしゃったら、ぜひ教えていただきたいと思っています。

○堀教育部主幹兼社会教育係長 まず、地域学校協働本部なんですけれども、こちらは、本部を説明する前に、まず、その中身である地域学校協働活動ということをお話ししたほうがわかりやすいと思うんですけれども、文部科学省のほうでは、63ページの下の注意書きにあるような、個人・団体問わず、いろいろな地域住民等の方々に参画・協力していただいて、地域全体で子どもたちの学びを支えるとともに、地域と学校とがパートナーとして協働していく様々な活動のことというふうな形で書いてあるんですけれども、もう少し具体的に、イメージしやすいようにということで、ちょっと例を出させていただきますと、今、各小学校で放課後子供教室を実施していただいて――市から委託をしている、学校の施設開放運営協議会というものがありますよね。ああいった組織ですとか、あと、各小学校区にあります育成会ですとか、そのほかにもいろいろな学校を取り巻く団体さん、あと、そのほか個人の方というのがいらっしゃると思うんですね。そういうものが、今は点でそれぞれがそれぞれに活動しているというような状況なんですけど、それを緩くつないでいくことで面にすると。その面にしたもののというのが本部というような、ちょっと実態があるというよりは、むしろバ

一チャルかもしれないですけども、そのつないだものが本部というようなイメージということになっているんですね。

本部の要件として、コーディネーターがいること、コーディネーター機能があるということ、それから、いろいろな活動があるということと、あとは、継続性があるという、そういった点が要件というか要素ですよというふうに国のほうは示しています。

一方で、学校運営協議会、コミュニティ・スクールの核となるものですが、こちらは、法の中で規定をされていて、学校と、地域住民とか保護者の方が、学校運営の基本方針の承認ですとか、様々な課題の共有を図るとともに、学校運営の必要な支援等について協議をする場というふうに位置づけられているんですね。

なので、地域学校協働本部は、本当に、地域と学校とのパートナーとなるような、組織と言っているのかあれですけども、本部があって、学校があってというようなつながりがイメージされていると。一方で、コミュニティ・スクールの核になる学校運営協議会のほうは、むしろ、学校ともっと密接に結びついて、学校経営みたいなところの意見の交換ですとか協議をしていくというような、そういったイメージが文部科学省の資料を見るとうかがえるんですね。

その二つが両輪となることで、学校を核とした地域づくりというのを進めていきたいと思いますというように絵では描かれていると、そういった状況です。

- 米森委員 学校はその中で、位置づけとしては、一番関係が強いのは、コミュニティ・スクールへの関与が強くて、地域協働という部分は、学校は一部みたいな感じですかね。
- 堀教育部主幹兼社会教育係長 パートナーというような感じですね。
- 米森委員 ということで、そのほかの方が中心になって学校のことを考えたり、地域のことを考えたりと。大きな活動の中の一つに、学校のことを入れてくるという、そういうことなんでしょうか。
- 堀教育部主幹兼社会教育係長 そうですね、そんなイメージが一番わかりやすいかと思います。
- 木村教育長 避難所なんかも、当然、協働本部の中に入ってきますよね。
- 米森委員 入りますね。学校が抱えている中に、いろいろな組織がありますよね。PTAを見ますと、この中でPTAはいろいろなところに関わってくるから、何をやればいいのかとか――。これから多分、いろいろ整理されるんだと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。
- 森本教育長職務代理者 学校施設運営協議会で今やっている生涯学習事業とかがありますが、けれども、そちらも、この地域学校協働本部の中に今後組み込んで活動していくというようなイメージでいるという感じなんでしょうか。
- 堀教育部主幹兼社会教育係長 おっしゃるようなイメージで、まさに放課後子供教室の事業というものも、地域学校協働活動の一環ですよというふうに国のほうでは言っておりますので、そういったイメージで、今後、この本部というものができていけば、そういう位置づけに変わっていくというふうに考えています。
- 後藤委員 2点ほどお願いします。

1点目は、64ページの先ほども出ておりましたコミュニティ・スクールの件なんですけれども、こちらは、この計画の中で研究を進めていくということなんです、何か研究の視点が、ある程度、方向性があるなら、教えていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○森谷教育部参与兼教育企画課長 これからの研究となりますが、まずは、先進市のコミュニティ・スクールの取組を確認した上で、本市の状況を踏まえて考えていきたいと思っている、そういうところがございます。

○後藤委員 わかりました。ぜひその際、例えばコミュニティ・スクールですと、学校の経営方針なり、それから、人事に対して要望ができるとか、いろいろな法的な役割がありますので、そのあたりの視点をぜひ明確にして、研究していただけるとありがたいなというふうに思っております。

それから、2点目なんです、どこに入るのかちょっとあれですけども、例えば、65ページの「安全・安心な教育環境の推進」にも関わるといいますし、次のページ、66ページの「家庭における教育力の向上」にも関わるかと思うんですが、昨今のいわゆる児童虐待ですね、このあたりについても、この推進計画の中で、ひとつこのところで重点に位置づけていますというところを、より明確にわかるようにしておくといいかなと思ったものですから、お話しさせていただきました。

○森谷教育部参与兼教育企画課長 29ページのところで、取組事業の二つ目に、「人権教育及び子どもの権利にかかわる教育の推進」ということで掲げております。また、あわせて、こちらについては、昨年10月1日に子ども条例もできましたので、前段の部分で、26ページに文章として、子ども条例の趣旨や理念ということ踏まえて取り組むということも加えているところがございます。

○高橋委員 すみません、ちょっと細かいことなんですけれども、66ページの「家庭における教育力の向上」のところですね、今、後藤先生からお話がありましたが、ここで、「学校の授業以外では、主にどうやって過ごすことが多いですか」というふうにアンケートの回答の結果が出ているんですけれども、これは、どういう趣旨で載せているのかということなんですよね。家族と過ごす時間が多いからいいというふうな趣旨で載せているのか、そこが知りたかったんですね。というのは、家族と過ごしているから、その時間に教育力の向上を図ったほうがいいのか、ちょっとそこが不明瞭だなと思ったんですね。家族と過ごしていたとしても、家庭でのんびり、家庭学習しているとも限らないわけですし、最近では、共働きの御家庭だと、家族サービスをしているという事実を作りたいというか、家族での時間を過ごすということに重きを置くがゆえに、週末は、ふだんは保育園に行っているけれども、週末は、子どもにしてみたらゆっくり家で過ごしたいけれども、いろいろなレジャーに出かけて行って、土日忙しく、子どもは過ごしていて、月曜日は、もうくたくたになっているというようなこともあるわけなので、ここのグラフですね、これの意味が、どういう趣旨で載せているのかということをちょっと教えていただきたいんですけれども。

○森谷教育部参与兼教育企画課長 グラフの上の現状と課題でも述べているのですが、保護者と子どもが家族としてのつながりを強めて、家庭の教育機能が高められるように、まずは、家庭教育とか子育てに関する情報提供を行うといった部分で、家族と過ごす時間をとること

によって、家族とのつながりが強められる、また、家庭の教育機能が高められるということ
を視点に、24年度と比較した中での調査を行ったという、そういうところでございます。

- 高橋委員 ということは、前提として、やはり家族で過ごすことが大切であるという単純な
思考回路というか、そういうものがあるわけですね。
- 森谷教育部参与兼教育企画課長 そのように認識はしているところでございます。
- 高橋委員 そうですね。わかりました。ありがとうございます。
- 山田委員 1点だけですけれども、25ページのE S D、先ほどからE S Dばかりこだわるよ
うで申し訳ないんですが、E S Dの取組として有名なユネスコスクールというものがあると思
うんですけれども、少なくとも本市は、小・中学校とも登録されている学校はないと。東
京都の自治体によっても、小・中学校のほとんどがユネスコスクールの登録をしているよ
うな市があったように思うので、その辺への取組というのは、今後どういうふうになってい
くかお聞かせいただければなというふうに思います。
- 福田教育部主幹兼統括指導主事 今お話しいただいたように、たしか多摩市ですと、かなり
の学校数がユネスコスクールの指定を受けて取り組んで、何年か前に大きく成果発表をして
いるというところは認識しているところです。ユネスコスクールの取組がE S Dにつなが
っているというところも承知しているところですので、本市でこれからどのように進めてい
くか考えていく上で、そういったものも内容に盛り込みながら研究をしていきたいと思
います。
- 山田委員 ありがとうございます。
- 木村教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。
これより討論に入ります。
- 森本教育長職務代理者 やはり生涯学習事業というのがこれから核になるというか、地域と
学校の連携ということで大事になってくるかと思うんですけれども、やはり今の施設開放連
絡運営協議会の活動が、なかなか難しいところもあったりするところをこれからも考
えていただいて、市として、行政としてどういう関わりができるのかというところを改めて
考えていただいて、みんなが参加しやすいような形にしていっていただけるとありが
たいなと思います。
例えば、今やはり、例えば、生涯学習と言いながら、それを広報する手段は、やはり子
どもを通してになってしまうので、子どもがいる御家庭にしかそれが届いていないとい
うような現状もあったりすると思うので、せっかく地域のためにとやっていても、そのあ
たりが難しかったりというところもあると思うので、そういうものをつなげるような場
というのがこれからどんどんできてくるといいのかなと思っていますので、よろしくお願
いします。
- 木村教育長 ほかに討論はございませんか。――討論を終結します。
これより議案第9号 西東京市教育計画（平成31（2019）年度～2023年度）、を採決いた
します。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

-
- 木村教育長 日程第3 議案第10号 西東京市生涯学習推進指針（改訂版）（平成31（2019）

年度～2023年度)、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○堀教育部主幹兼社会教育係長 それでは、私からは、議案第10号 西東京市生涯学習推進指針(改訂版)(平成31(2019)年度～2023年度)につきまして、説明をいたします。

まず、この指針についてですが、こちらは、平成26年3月に、10年間の西東京市における生涯学習推進の理念と方向性を指し示すものとして作成されております。平成25年度までは、2期・10年間にわたり、生涯学習推進計画というものが策定されておりました。こちらの計画に基づきまして、全庁的に生涯学習を推進してきたという経緯がございます。しかし、少子高齢化ですとかICTの進展、また、国際化の急激な進展などの社会情勢の変化に伴い、日々変化する生涯学習に対するニーズに迅速かつ的確にするには、それぞれの分野ごとに策定される個別計画において位置づけるべきということになりまして、計画ではなく、方向性等を示す指針を策定するというものとした経緯がございました。

今回、この改定を行った理由といたしまして、主に二つございます。

まず1点は、こちらの10年間の指針のちょうど中間年に今年度が当たるということ、また、教育計画の策定、それから市の総合計画(後期計画)の策定を行っていたことから、それらとの整合を図るとともに、また、それらの策定のための市民意識調査やアンケートについても最新の結果を踏まえたものとしたこと、それから、2点目といたしまして、平成26年度以降に行われました、例えば社会教育法の一部改正により位置づけられた地域学校協働活動ですとか地域学校協働本部について、また、「人生100年時代」というキーワードの登場に伴う国等の施策やそれに付随する変化というのを加えております。

この改定に当たりまして、社会教育委員の会議に意見を求めましたところ、西東京市における生涯学習の理念と方向性につきましては、こういった変化を踏まえても変える必要性は見当たらないという御意見をいただきまして、これらについては変更せず、社会情勢等の変化を踏まえた情報の更新という形で改定を行っております。

それでは、主な変更点について説明をいたします。こちらの指針を御覧ください。

恐れ入りますが、2ページをお開きいただけますでしょうか。

2ページの下から3段落目にあたります「また、平成29年3月に」から始まる部分ですが、こちらに、社会教育法の一部改正による地域学校協働活動に関する記述、それから、その次の段落に、人生100年時代の到来を踏まえた記述を追加しております。

それから、5ページから6ページをお開きいただけますでしょうか。

ここからは、「西東京市の生涯学習をとりまく現状と課題」というのを述べているところなのですが、こちら、現状のほうに、例えば、平成29年11月の西東京市人口推計調査報告ですとか教育計画策定のためのアンケート調査の情報をもとに更新をしているもの、また、それに伴う課題も、先ほど2ページのところでお話をいたしました人生100年時代ですとか、地域学校協働活動といった新たなキーワードを踏まえて課題を整理しております。

それから、最後の11ページを御覧いただけますでしょうか。

こちらは、参考といたしまして、本指針と個別計画とがどのように関係するのかを示すページを新たに作成しております。これは、生涯学習推進指針が、一番はじめに申し上げましたとおり、個別計画において推進されるこういった生涯学習に関連する事業があるんですよ

というようなことを御理解いただきやすいようにということで、参考として今回新たに追加をしているものでございます。

あと、全体の構成を少し見直しまして、内容の順序を一部入れ替えたりはしておりますが、基本的に、最初に申し上げましたとおり、基本理念、それから方向性に関しては変えずに、このまま定めているというような状況でございます。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○米森委員 生涯学習ということで、市民の方が一生にわたって健康に過ごすということが大事だということは言うまでもないと思うんですが、今、西東京市が健康応援都市ということで、ひとつ標榜して、いろいろな場面でそれを展開しようということで考えていますよね。その辺の市としての取組と、この中で内容の展開ですかね、この中で何か展開されているのかどうか、ちょっと教えていただこうかなと思いました。

○堀教育部主幹兼社会教育係長 そういったことを個別計画で定めていきたいと思いますということになっているので、この中で具体的なそういった事業というのは紹介していませんけれども、例えば、フレイルチェックといったことを高齢者支援課のほうで進めておりまして、それは、まず、そういったチェックを受けに来た方が、その手法というのを学んで、次に、その方々が、今度はチェックをする側に回ってというような形で、まさに、地域での学んだことの循環というのが行われているというような取組がされているというのは聞いております。

○米森委員 それがこの中の一環として取り組むようになるというお話ですね。そういったことも含めて。わかりました。

○木村教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第10号 西東京市生涯学習推進指針（改訂版）（平成31（2019）年度～2023年度）、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○木村教育長 日程第4 議案第11号 史跡下野谷遺跡整備基本計画、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○掛谷社会教育課長 議案第11号 史跡下野谷遺跡整備基本計画について、説明申し上げます。

下野谷遺跡につきましては、昨年度、史跡下野谷遺跡保存活用計画を策定させていただいたところございまして、本件、史跡下野谷遺跡整備基本計画は、この保存計画によりお示しした方向性などをもとに、主に、その整備の内容について計画を策定するというものでございます。

策定に当たりましては、これまで、学識経験者、公募市民、また、自治会長等の地域住民、関係課職員で構成しております整備基本計画策定懇談会での検討のほか、文化庁や東京都からの指導・助言をいただくとともに、パブリックコメント、地域住民の方々を対象とした説明会などを実施してまいりました。

この度、計画案として取りまとめましたので、議案として提出させていただくものでございます。

恐れ入りますが、資料1の4ページ、5ページをお願いいたします。

こちらは、2、計画の目的、3、計画の対象範囲でございます。将来的には、西集落全域の指定保護が望ましく、引き続き追加指定などの取組を進めてまいります。現地の状況から、長期的な展望が必要となるため、段階的な整備を実施していくというふうにしております。このため、本計画では、長期的な展望を見据えた上で、全体的な整備の基本理念を示すとともに、既に公有地となっている部分を一体的な活用が可能な範囲、コアエリアといたしまして、その整備内容について検討しているというところでございます。

10ページからの第2章につきましては、史跡を取り巻く環境といたしまして、自然的環境、歴史的環境、社会的環境につきまして、改めて整理しているものでございます。

17ページからの第3章、こちらは「史跡の概要及び現状」でございますが、こちらの章では、史跡指定の状況、史跡の概要、整備・活用のための諸条件、また、史跡整備の課題について整理しているところでございまして、恐れ入ります、29ページをお願いいたします。

4番、「史跡整備に向けた課題の整理」でございます。こちらでは、現地の状況や、いただきました御意見、御要望などをもとに、課題となる点について整理するとともに、第5章の計画内容との関連性をお示ししているというところでございまして、29ページと30ページにかけまして、大きく分野別にまとめているというところでございます。主な内容といたしましては、国史跡として存在感のある整備を期待するといったもの、また、住宅地の中の史跡に関連するものといたしまして、生活環境や安全性への配慮、また、周囲の地域資源と連携した取組などの必要性や、史跡の近くで出土品等を見学できるようにしてほしいといった御意見を頂戴しているところでございます。

次に、第4章でございます。こちらは、「史跡下野谷遺跡整備の理念と方針」といたしまして、この章では、保存計画で掲げた将来像の実現に向けた整備の理念や方針をお示しているというところでございまして、恐れ入ります、32ページ、33ページをお願いいたします。

こちらが整備のテーマ、理念と方針というところでございます。下野谷遺跡につきましては、開発の著しい都市部で集落全域が残されているというところが特徴でございまして、また、価値となっております。また、史跡指定以前からも発掘調査や活用事業に多くの市民の皆様に関わっていただいております。これは、都市部にある遺跡のメリットであるというふうに考えております。こういった価値やメリットを生かしながら、整備の段階からも多くの方々に関わっていただきたい、まちのにぎわいにつなげていきたいという考えのもとに、整備のテーマを「みんなでつくる、つなげる都市部の縄文空間」としているところでございます。

恐れ入ります、36ページ、37ページをお願いいたします。

こちらは、第5章、「史跡下野谷遺跡整備基本計画」といたしまして、ここまで整理した内容を具体的に実施していくための方法といたしまして、1番の全体計画というところから16番の事業計画（スケジュール）というところに分けまして、それぞれ内容をお示しているというところでございます。

1番の全体に関する計画でございますが、長期的には、西集落全体の保護、整備を目指して追加指定、公有地化を進め、下野谷遺跡の特徴を示す縄文時代中期の一時点での西集落の景観を感じられる整備を行うとしております。

次に、37ページの(2)地区区分計画でございますが、ただいま申し上げました長期的な展望を視野に置きつつ、早期に整備が可能な現時点での公有地となっている部分、先ほどのコアエリアという部分ですが、こちらにつきまして段階的な整備を行ってまいります。

次に、38ページをお願いいたします。

ゾーニングでございますが、整備のエリア内を、活用や整備の方法に応じた形で、環状集落の空間を体験する「集落復元ゾーン」、また、縄文時代の暮らしや活動などの体験事業で使用する「体験ゾーン」、全体的な解説や便益施設のある「エントランスゾーン」、また、当時の景観にとって重要な「みどりのゾーン」という、この四つのゾーンに分けて整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、42ページをお願いいたします。

こちらは、6番の「解説用設備等に関する計画」でございますが、近隣に下野谷遺跡のガイダンス施設がないというところから、エントランスの部分に遺跡の解説板や地形模型などを置きまして、こちらで史跡の価値、魅力を説明するというようにしております。また、こちらのネーミングの募集ですとか、解説案内板などについては、市民協働で実施していきたいというふうに考えております。

次に、43ページを御覧ください。

7番の「遺構の表現に関する計画」でございます。縄文時代の一時点の風景を表現するためには、下野谷遺跡の特徴である環状集落の構成要素である竪穴住居、また、中央部のお墓と思われる土坑という穴、それと、倉庫と思われる掘立柱建物、こちらを整備するというようにしております。こちらの整備につきましては、発掘調査や考古学的成果に基づくものとするとともに、市民との協働事業の手法により継続的に実施していきたいというふうに考えております。

次の44ページには、参考といたしまして、他の遺跡の整備事例を掲載させていただいております。

次に、48ページ、49ページをお願いいたします。

こちらは表5、コアエリアの整備案でございますが、ここまで整備の内容をゾーンごと、内容ごとに表として整理しているものでございまして、復元整備ですとか植栽に関するもの、また、史跡の内容を説明・解説するようなもの、また、周囲の環境や安全性に配慮するものなどで構成しているというところでございます。

次に、53ページをお願いいたします。

こちらは、13番、「活用に関する計画」でございます。下野谷遺跡につきましては、史跡指定以前から多くの方々に御協力をいただいているというところでございますので、引き続き都市部の史跡の強みとして、多くの人の手に関わる中でつくり、育ち続ける史跡というものを目指しております。

ここで、54ページ、55ページをお願いいたします。

こちらでは、そういった、市民の皆様と共に史跡の関わりの中で作り上げていくということで、史跡の整備・管理ですとか普及活動、調査・研究、また、地域との一体的な活用につきまして、こちらの図28で連携のイメージ図をお示ししているとともに、55ページの表6のほうでは、史跡整備に関わる市民の皆様と実施する活用例というものを掲載しているというところでございます。こういった取組を通しまして、整備と共に活用の事業も市民の皆様と一緒に続けていきたいというところでございます。

次に、56ページをお願いいたします。

こちらは、「公開・活用のための施設に関する計画」といたしまして、やはり史跡の周辺で解説や出土品を見ることができ施設という要望が多いということから、改めて、こちらで現状と課題をまとめているというものでございまして、昨年度策定した保存活用計画のほうでは、地域博物館等の検討については、こちらの整備後の2021年度以降に具体的に進めていくということにしておりますが、この間、郷土資料室を活用していくとともに、史跡整備に伴う更なる活用に向けまして、史跡に近接した場所での展示会、そのほか暫定的な対応策も含めまして、こちらの史跡整備と並行した形で検討していくというふうにしているというものでございます。

次に、58ページを御覧ください。

こちらは事業計画（スケジュール）でございますが、史跡の整備につきましては、短期的な整備を第1期といたしまして、更に、それを1A期と1B期との2段階に分けております。1A期では全体的な造成ですとかエントランスの部分、体験ゾーンを中心に整備を行ってまいりまして、1B期といたしましては、一部それと並行する形にはなりますが、主に集落復元ゾーンの造形物などを整備していくということにしております。その後の第2期の整備では、活用事業として実施していく竪穴住居の復元や更新の作業、また、樹木の更新・管理などを市民参加で継続的に実施していくことで、一旦整備して終わりということではなくて、常に市民の皆様と何か動いている遺跡、まちのにぎわいを創出していくとともに、市民の皆様と成長していく都市部の史跡整備のモデルとなるような史跡を目指していくというものでございます。

また、巻末には、附編といたしまして、懇談会の設置要綱、パブリックコメントの意見概要、用語集、関係法令を掲載しております。

以上、雑駁ではございますが、計画内容の説明とさせていただきます。

次年度以降、本計画をもとに、整備の設計に着手してまいりたいというふうに考えてございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

- 木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。
- 森本教育長職務代理者 崖線部などは東京都の協力を得て整備していくということなんですけれども、この辺については、要は、東京都にお任せをするというような形なのか、こちらでこういうものを作ってくださいとお願いして、東京都に作っていただくという形になるのでしょうか。
- 掛谷社会教育課長 あちらの石神井川沿いの部分になるんですけれども、既に、みどりの保全のゾーンという形で位置づけがされているというところがございます。なので、そういっ

た位置づけに基づきまして、まずは、みどりの保全ということで、こちらのほうから御協力をお願いするということですので。あとは、安全性というところもございますので、なかなか保全というところだけでは言い切れない部分がございますので、そういったところも含めまして、東京都の連絡をとりながら、どういった形で——借景という形で、やはり、あその木があると大分イメージも違うものですから、そういったあたりを連携しながら取り組んでまいりたいなというふうに考えております。

- 森本教育長職務代理者 要するに、場所としては東京都のものであるので、東京都に、こうしてもらいたいという要望をして、やっていただくということになるわけですか。
- 掛谷社会教育課長 おっしゃるとおりでございます。
- 米森委員 下野谷の基本計画をまとめていただいて、ありがとうございました。この中で、これからどんどん発展的にされて、地域博物館とか、構想がありますけれども、今、森本さんからもお話がありましたように、今後進めていくときに、財源的なものを考えるときには、どういったことを考えていったらいいのかなという気がするんですけども、どういう進め方になるのでしょうか。
- 掛谷社会教育課長 こちらは、国史跡というものになりますので、まず、国の補助金ですとか東京都の補助金を最大限活用させていただきながら事業を進めていくというところがございます。これにつきましては、これまでも、補助金を活用させていただいて、例えば、史跡指定地の取得なんかでは、国のほうが8割、補助金でありまして、1割が都の補助であったりしますので、国のほうといたしましても、市の財政力の差で国の史跡の保存具合が異なるというのは、なかなか好ましくない状況なものですから、そういった部分で、国の史跡になりますと、そういった国の補助金等を活用できるというところがございます。
地域博物館ということになりますと、今度は、国史跡以外の展示等も必要となりますので、そういった部分は、史跡の補助金というのは該当しなくなります。そういった部分も含めまして、市としてどういったものが必要かというのを、今後、公共施設全体の計画もございしますので、その中で位置づけをしていくという形になると考えております。
- 米森委員 わかりました。
- 森本教育長職務代理者 「整備地のネーミングを市民公募し」とあるんですが、ネーミングというのが、いまいちょっとよくわからないんですが、どういったことに対するどんな名称を想定していらっしゃるのかお聞かせください。
- 掛谷社会教育課長 ネーミングというところがございますが、現在は、中央の部分が下野谷遺跡公園という形になってございます。もちろん、それでも、遺跡の公園であるという表現はできるんですが、例えば、縄文の里何とかとか、縄文の遺跡であるということをアピールしつつ、もうちょっと親しみが持てるようなネーミングというのを考えていったらどうかということで、御意見をいただいているところでございます。
- 高橋委員 市民協働で、市民の方と一緒に成長していく遺跡というイメージがとてもよく伝わってくる計画だと思って、とてもいいなと思っているんですけども、今後に関して、「『下野谷遺跡応援団』のような組織ができてくることが望まれる」というふうにあるんですけども、これはもう見通しはあるんですか。自然発生的にできてくることは、まずない

と思うんですけれども、そういった組織を立ち上げるというような計画は具体的にイメージはありますか。

- 掛谷社会教育課長 応援団という形で何か具体的に作るという、具体的な計画は今のところないということになってございます。ただ、「縄文の森の秋まつり」ですとか、実施の際には、現時点で既に20弱の団体の方々等の御協力をいただきながらやっております。また今後、史跡の管理の部分でも、住民の方と、史跡クリーンデーというものをやったりですとかということで、取組を広げていきたいなというふうに考えていますので、そういった、既にいろいろな関わりを持っていただいている団体の方々を中心に、今、個別に活動しているようなものを、お互いの活動が見えるような形というのから始めていけば、こういったところに少しつながっていくのかなというふうに考えているところでございます。
- 高橋委員 ありがとうございます。
- 後藤委員 55ページの「史跡整備に関わる活用例」をちょっと見ていて思ったことなんですが、真ん中にあります「地域資源との一体的な活用」の中で、商品開発、PR等々が様々な形で商店街・自治会等で行われるということなんですが、例えば、近隣の学校の子どもたちが、そういった商品開発やPRに関わりたいということがもしあったとすれば、可能性はあるのでしょうか。
- 掛谷社会教育課長 商品の開発というところにどうやって関われるかというところは、ちょっと今のところ、イメージはないんですけれども、やはり学校の方が、例えばまちづくりといたしましては、案内の看板等の御協力をいただいたりですとか、あと、PRという部分では、例えばチラシと一緒に作っていただいたりですとか、ポスターを作っていただいたりとかというところで御協力をお願いするということは、一つ考えられるのかなと思っております。
- 後藤委員 これは一例なんですが、よく、子どもたちが地域のお菓子屋さんと連携して、子どもたちならではの特徴をつけたり、名物的なお菓子をやったりして、PRに貢献したという話も聞いたものですから、可能性を伺ってみました。
- 木村教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。

いろいろ御質問の中にも御意見がありましたので、それを踏まえて、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。――討論を終結します。

これより議案第11号 史跡下野谷遺跡整備基本計画、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

-
- 木村教育長 日程第5 議案第12号 西東京市図書館計画（平成31（2019）年度～2023年度）、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。
 - 中川図書館長 それでは、議案第12号 西東京市図書館計画（平成31（2019）年度～2023年度）につきまして、説明申し上げます。

図書館計画は、学識経験者をはじめ、図書館協議会委員と審議会委員、公募市民など12人による懇談会で10回の会議と、世田谷区立中央図書館の視察を行い、検討を重ねてまいりました。年末年始にかけまして実施したパブリックコメントでいただいた意見も反映させております。

恐れ入りますが、議案の計画書の1ページをお願いいたします。

I、計画の概要でございますが、図書館計画は、3館合築での議論を生かし、20万都市にふさわしい図書館像を求めて、平成21年度に作成しました図書館基本計画・展望計画が平成30年度で終了することから、それに続く計画として平成31年度から2023年度までの事業計画と中長期的な展望計画を盛り込んだ内容として、第2次総合計画・後期基本計画、この度の教育計画の下位計画として位置づけております。

2ページをお願いいたします。

II、現状と課題では、この10年間を総括し、資料やサービス、職員配置、施設配置など、統計や地図、利用者アンケートなどを盛り込みながら整理いたしました。特に、中央図書館をはじめ各館での所蔵資料が収容能力に達しており、施設の老朽化とともに大きな課題となっております。

15ページをお願いいたします。

III、基本的な考え方でございますが、西東京市図書館の基本理念として、「市民とともに学び、考え、成長する図書館をめざします」としまして、六つの基本方針を策定しました。

16、17ページをお願いします。本計画の体系図でございます。

基本方針のもとに施策の方向性と、更に、取組事項を一覧させております。

18ページをお願いします。

基本方針1、「資料の収集と保存の充実」では、資料保存のあり方の検討に加え、オンラインデータベースや電子書籍、マルチメディアダイジェスト等の検討を行ってまいります。

21ページをお願いします。

基本方針2、「すべての市民に活用されるために」では、図書館利用が困難な市民や、多文化共生の取組、学習機会の提供と、調査や研究活動を支えるレファレンス環境の整備、効果的な広報に取り組んでまいります。

25ページをお願いします。

基本方針3、「西東京市の文化・歴史を次世代に継承する」では、西東京市に関する資料や情報の収集と、子どもたちも含めた情報の提供方法について、また、電子化資料のウェブでの公開など、活用促進に努めてまいります。

27ページをお願いします。

基本方針4、「未来を担う子どもの読書活動の支援」では、魅力ある書架づくりとともに、関係機関、関係団体との連携をはじめ、子どもの成長に沿った取組を進めてまいります。ヤングアダルト世代や学校・学校図書館への支援も強化してまいります。

30ページをお願いします。

基本方針5、「地域、行政と連携したサービスの向上」では、市民、団体とのネットワークづくり、市民参加型の情報発信、地域や行政との連携、ボランティア活動の推進や育成を

目指します。

33ページをお願いします。

基本方針6、「効率的・効果的な運営体制の構築」では、現行の運営体制を維持しつつ、中央図書館と地域館のネットワークの強化、中央図書館の機能拡充、事業の進捗管理と評価などを進めてまいります。

35ページをお願いします。

本計画の最後に、「中長期的な図書館展望に向けて」としまして、懇談会委員の意見を集約し、主に今後の施設計画、とりわけ中央図書館の方向性や求められる機能、課題を解消する規模などについて、また、高齢者や子どもたちへ本を届けるための移動図書館の検討など、今後の図書館への期待を盛り込んだ内容となっております。

巻末には、西東京市図書館資料収集基準と懇談会要綱、メンバー、協議内容を収録してございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、御決定賜りますようよろしく願い申し上げます。

- 木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。
- 高橋委員 職員の方のスキルアップに向けた取組についてなんですけれども、これまでとは違う取組を予定されていたら、教えていただけますか。

33ページにあります「施策の方向性（1）職員の専門性の向上を目指します」で、取組①として、「職員のスキルアップに向けた取組み」とありますね。これは、実際、アンケートに不満の声も挙がっていますよね、対応が悪いとかと。それはやはり早急に、かつ、確実に改善しなければいけないと思うんですけれども、例えば、「研修」とここに書いてありますけれども、これまでどういう研修をなさっていたのかと、あと、これからどういうふうに変えていくのか、そのあたりを教えていただけたらと思います。

- 中川図書館長 これまでは、一般的に、対外的な研修ですとか、多摩地域には図書館が相互に連携した組織がございまして、そちらで児童サービスですとか障害者サービス、あるいはレファレンスサービスなどのサービス単位の研修会というのはございました。ですが、これからの話といたしますのは、行政職員の一員ということももちろんございます。あるいは、多文化共生ですとか、あるいは、教育関係のいろいろな、教育の中のいろいろなことを、学校教育も含めて、教育委員会、いろいろな取組がございしますが、そういう部分のいろいろなところへ出ていっても、図書館のことが説明できて、あるいは学校教育とどういうふうに関わっていくのかということが説明できる職員を育てたいと思っておりますので、そういう意味では、学校教育なり、あるいは放課後子供教室ですとか、いろいろなところに、対外的なところに出かけていくような体制に組替えていきたいというふうに考えております。
- 高橋委員 ありがとうございます。アルバイトというんですか、パートの方もいらっしゃいますよね。専門的な知識のことを、今、職員の方のお話をいただいたと思うんですけれども、コンプライアンスみたいなのところですよね、単純な窓口対応みたいな、そういったところの研修はなさっていらっしゃいますか。
- 中川図書館長 私どもは、職員のほかにも市民嘱託員がおりますが、この度、会計年度任用

職員制度というのが32年度から始まることとなりますが、その中で今検討しておりますのは、図書館の中でも、貸し出し・返却、あるいは本を書庫に戻す作業ですとか、あるいは雑誌の装備ですとか、非常に、誰でもできる単純化された仕事というのがございますので、いわばそういうアルバイト、あるいは臨時職員の部分と、それとは別に、明らかに司書の補助を担当する司書資格に限定した嘱託員というのに二つぐらい分けようかという話が出ておまして、そういうところで、この限られた予算、あるいは人員の中で、そういう段階的な仕事を分けて、専門的な、より仕事に職員が関われるような形に改正していきたいと考えております。

○高橋委員 わかりました。ありがとうございます。

○山田委員 世田谷区立中央図書館を視察されたようなんですけれども、この世田谷区立中央図書館に何か特徴的なことがあるのかどうかということをお伺いしたいんですが。

○中川図書館長 世田谷区と、それから葛飾区、荒川区、この3区は、23区の中でも、指定管理者に頼らない経営をしております。直営でやっております。残り20区は、ほぼ指定管理で埋め尽くされておるんですけれども、特に世田谷区の中央図書館の場合は、区内に十何館図書館がございまして、やはりネットワークの中心であるということと、それから、区内全域にサービスを広げていくためのノウハウをお持ちだったんですね。そこで、直営で、なおかつ、嘱託とか、あるいは臨時職員を採用して効率的な運営をしていくためのノウハウを学びたいというのが一つはございました。それが一番大きなポイントだったと思います。

○山田委員 結果的には、そのノウハウ等を学んでくることができたという理解でよろしいですか。

○中川図書館長 委員のおっしゃるとおりでございます。

○山田委員 あとは、この計画の最後のほうに、中長期的な展望というか、そこで、中央図書館の建替えというようなことを匂わせる文言があるように思うんですけれども、実際に、中央図書館をどうしていくかという具体的な計画等は、これとは別に進めるのでしょうか。

○中川図書館長 施設計画としましては、基本的には、どこに建てる、あるいは建つという話は、教育委員会というよりは市長部局の形になるかと思いますが、一番、今、課題になっているのが、資料の収蔵スペースがないというところでございます。新しく中央図書館が模索しているのは、そういう部分と、それから、旧田無市の中央図書館が今、西東京市の中央図書館として機能しておりますが、1,500平方メートルというのは、26市中最低でございます。狭い、古い、それからいろいろ、3Kと言われるようなレベルになっています。ところが、施設はそうですけれども、年間の資料費が、この平成の時代になって30年たちますけれども、合併しても20年近くなりますけれども、資料費に関しては、多摩地区で各自治体がどんどん落としていく中で、西東京市は非常に維持していて、それが効率的な本の買い方になっていると思いますし、予約も相当、年間70万件から予約がつく本の活用の仕方になっております。そのあたりを含めると、どういうふうに——最終的には中央図書館が欲しいんですけれども、今、この計画の中では、規模については、ほぼ90万冊から100万冊という、かなり大風呂敷を広げておりますが、要は、武蔵野プレイスなどもございますけれども、いろいろな機能が今求められていて、なおかつ、中央図書館というものは、施設のネットワー

クでもあり、市民が憩える場でもあり、そうすると、本だけではなくて、憩えるスペースですとか、あるいは静かな学習環境ですとか、学習室ですとか、いろいろな機能が求められておりますので、できればこれは、この基本計画を土台に、そういうものが図書館の計画として発展することは望んでおりますが、なかなか市の行政計画としては、予算のこともありますので、慎重な態度が必要かと思っております。

○山田委員 ありがとうございます。多分、総合教育会議とかというようなところで、教育委員会側の主張としては、喫緊の課題であるみたいな方向のほうがよろしいのではないかと私は思うんですけども、そういう考え方でよろしいでしょうか。

○中川図書館長 そのとおりだと思っております。

○木村教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○山田委員 お話を聞くと、西東京市中央図書館をどうしていくかというのは非常に重要で、しかも、待ったなしの課題のような気がします。それで、先ほどの生涯教育の問題等を含めても、中心的な存在になるようなコアの施設だろうと私は思うので、ぜひ、やはり市長部局と話を詰めて、中長期というよりも、できるだけ早い時期に本格的な計画を策定していただければというふうに強く感じました。

○森本教育長職務代理者 今、委員もおっしゃったように、本当に、3館合築の議論の際も、やはり図書館については、もっと広くしなければいけないということにおいては、いろいろな団体の方からの意見も一致していたという経緯もありますので、その辺は、やはりちょっと重く見て、早急に図書館の規模ですとかそういったことについては改めて考えていくようにしていただけたらいいなと思っております。

○高橋委員 図書館で働いてくださる職員の方についてなんですけれども、先ほど、専門知識を持っている方と貸し出し窓口の方とを分けるみたいな計画があるというふうにおっしゃっていましたが、やはり貸し出し・整理の人という、単純にそれだけをする方というよりも、嘱託員の方だと難しいかもしれませんけれども、利用者に、ただの貸し出しの人ではなくて、例えば、「こんな本が読みたいんだけど」と相談したら、答えてくれるとか、おすすめはこんなことですよというようなことを話しやすいとか、相談に乗ってくれるようなことまでこなしてくださる方が、生涯学習の視点から考えても、超高齢化社会の視点から考えても、望ましいかなと思うんですね。ちょっと理想的過ぎるかもしれませんが、そこをちょっと視野に入れていただけたらありがたいなと思っています。

○木村教育長 ほかに討論はございませんか。大変貴重な御意見をいただきました。――討論を終結します。

これより議案第12号 西東京市図書館計画（平成31（2019）年度～2023年度）、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○木村教育長 日程第6 議案第13号 平成31年度西東京市教育委員会の主要施策、を議題と

いたします。提案理由の説明を求めます。

- 森谷教育部参与兼教育企画課長 議案第13号 平成31年度西東京市教育委員会の主要施策について、説明申し上げます。

本議案につきましては、先ほど御決定いただきました議案第9号 西東京市教育計画（平成31（2019）年度～2023年度）に基づき、計画中に掲げております38の施策のうち、計画期間初年度である平成31年度において、教育委員会が取り組む主要な17施策、22事業について掲げるものでございます。

なお、推進に当たりましては、昨年10月1日に施行されました西東京市子ども条例にございます「子どもにやさしいまちづくり」の観点からも、引き続き、教育計画に基づき、子どもたちにとってよりよい教育環境の充実を図ってまいりたいと考えております。

恐れ入りますが、議案書に添付しております冊子の表紙をおめくりください。

見開きページ左側には、西東京市教育委員会の教育目標、右側ページには主要施策の位置づけと平成31年度の主要施策についての説明を掲載してございます。

1枚おめくりください。こちらは目次になります。

下段の注記にもありますように、教育計画上の「基本方針・方向・施策」を番号で、主要施策に基づく主要事務事業名を標題としております。

1枚おめくりください。

こちらは見開きで、西東京市教育計画の施策の体系を示しており、太字の施策が平成31年度の主要施策となっております。

次のページには、平成31年度西東京市教育計画の施策の体系に基づく主な事業一覧として、平成31年度の主要施策に基づく大きな事業を示し、次のページから各施策、事業の説明をしております。

それでは、順に説明をさせていただきます。

3ページをお願いいたします。

こちらの施策シートの見方ですが、上の枠組みにある「基本方針・方向・施策・施策概要」には、教育計画に基づく内容が記載されております。シート中段、「その他該当する教育計画上の基本方針等」は、下の枠組みにある事業が他の施策と内容を共有する場合に記載されます。そして、下の枠組みは、教育計画上の施策に基づき実施される主要事務事業について、平成31年度に実施する事業内容を記載しております。あわせて、法定業務として毎年度実施している点検・評価報告書を作成する際に参考とする「参考指標」及び指標の「現状数値」、「事業予算」の枠を設けております。

なお、数値換算が難しい事業等は、「参考指標」に記載がないケースもございます。

それでは、隣のページ、4ページを御覧ください。

ここでは、基本方針1、「子どもの『生きる力』の育成に向けて」、方向1、「社会の変化に応える確かな学力の育成」、施策3、「教育の情報化による学習指導」に基づき、「プログラミング教育の推進」を主要事務事業として実施いたします。「具体的な取組」としては、東京都教育委員会「プログラミング教育推進校」指定2年目である住吉小学校の授業での取組や、多摩六都科学館との連携による教員研修会などを行うものでございます。

1枚おめくりください。5ページをお願いいたします。

基本方針1、方向1、施策4、主要事務事業、「国際理解教育の推進」では、オリンピック・パラリンピック教育の一環として実施する「世界ともだちプロジェクト」に引き続き取り組んでまいります。

6ページをお願いいたします。

同じ施策となりますが、基本方針1、方向1、施策4、主要事務事業、「環境教育の推進」では、碧山小学校を研究奨励校に指定し、SDGsに関する教育研究に先進的に取り組んでまいります。

1枚おめくりください。7ページをお願いいたします。

基本方針1、方向3、施策1、主要事務事業、「健康に関する指導の充実」では、小学4年生の全学級で、企業等と連携したスポーツ教室を開催いたします。また、小学5年生の全学級でタグラグビーを体育の授業で行うとともに、タグラグビー大会を開催いたします。

8ページをお願いいたします。

同じ施策となりますが、基本方針1、方向3、施策1、主要事務事業、「オリンピック・パラリンピック教育の推進」では、日本及び外国の伝統や文化等について理解を深める活動、豊かな国際感覚やボランティア精神を醸成するための活動など、学校ごとに特色ある教育活動を実施いたします。

1枚おめくりください。9ページをお願いいたします。

基本方針1、方向4、施策1、主要事務事業、「校内支援体制の人的環境整備」では、通常の学級において、児童・生徒の実態や課題を把握し、個に応じた配慮や個別対応などの支援を進めていくために、柔軟で効果的な支援を行い、人的環境を整備してまいります。

10ページをお願いいたします。

基本方針1、方向4、施策2、主要事務事業、「発音や話し方に関する課題への早期対応」では、特別支援学級における「発音・話し方調べ」を行い、特別支援学級に在籍する児童の発音課題への早期対応を図ってまいります。

1枚おめくりください。11ページをお願いいたします。

基本方針2、方向2、施策1、主要事務事業、「教員の気づきをつなげる校内体制」では、児童・生徒の状況の変化に対し、適切な理解のもと、早期に対応できるよう、学校と教育委員会との連携体制の更なる充実を図ってまいります。

12ページをお願いいたします。

基本方針3、方向1、施策1、主要事務事業、「小中一貫教育の推進」では、本市の特性を踏まえた小中一貫教育を2020年度から開始するに当たり、その周知や調整を行ってまいります。

13ページをお願いいたします。

同じ施策となりますが、基本方針3、方向1、施策1、主要事務事業、「教育支援システムの小中連結」では、「個別指導計画」を作成し、小学校から中学校に引き継いでいますが、その際に保護者の同意が必要であることから、この割合を増加させてまいります。

14ページをお願いいたします。

基本方針3、方向1、施策5、主要事務事業、「学校施設の適正規模・適正配置の検討」では、（仮称）学校施設の適正規模・適正配置検討懇談会を設置し、学校施設の適正規模・適正配置の基本方針の見直しを行います。また、中原小学校の旧校舎の解体及び新校舎の建設を開始するとともに、老朽化が進む田無第三中学校の建替え、または長寿命化の今後の方向性を検討いたします。

15ページをお願いいたします。

同じ施策となりますが、基本方針3、方向1、施策5、主要事務事業、「学校施設個別施設計画の策定」では、「西東京市立学校施設建替・長寿命化及び大規模改造等事業計画」に基づく上向台小及び田無小学校の大規模改造等事業を実施いたします。

16ページをお願いいたします。

基本方針3、方向2、施策1、主要事務事業、「部活動の在り方」では、「西東京市立中学校に係る運動部活動の方針」の改訂を行い、運動部及び文化部の在り方を総合的に示すガイドラインを策定するとともに、全市立中学校への部活動指導員の配置を継続してまいります。

17ページをお願いいたします。

基本方針3、方向2、施策2、主要事務事業、「学校における働き方改革の推進」では、東京都の補助事業を効果的に活用しながら、教員一人一人の心身の健康保持の実現と、誇りややりがいをもって職務に従事できる環境を整備してまいります。

18ページをお願いいたします。

基本方針3、方向3、施策1、主要事務事業、「放課後子供教室」では、校庭や体育館を開放する遊び場の提供のほか、地域の資源を活用した様々な学習活動の機会提供事業の拡充を図ります。また、すべての就学児童が放課後子供教室の実施するプログラムに参加できるよう、学童クラブとの連携を推進してまいります。

19ページをお願いいたします。

基本方針3、方向4、施策1、主要事務事業、「子育てに関する学習機会の充実」では、乳幼児を育てている保護者に対しては、学習支援保育を実施することにより、学習機会を提供してまいります。

20ページをお願いいたします。

基本方針4、方向1、施策2、主要事務事業、「図書館イベント情報の提供」では、図書館システムの更新に伴い、現行ホームページの構成・デザインを見直し、図書館サービスの利用促進につなげてまいります。

21ページをお願いいたします。

基本方針4、方向2、施策1、主要事務事業、「障害のある人とともに学べる事業」では、障害のある人とない人が交流しながら、ともに学ぶ事業を引き続き実施してまいります。

22ページをお願いいたします。

同じ施策となりますが、基本方針4、方向2、施策1、主要事務事業、「多文化を理解する事業」では、外国にルーツを持つ市民と地域住民とが互いに理解を深め合える交流の機会を提供いたします。

23ページをお願いいたします。

基本方針4、方向3、施策2、主要事務事業、「レファレンスサービス（調べもの支援）の充実」では、紙・デジタル資料、オンラインデータベースなど、多様な情報源を整理し、情報を提供いたします。また、市民向けのレファレンス講座やショートセミナーを開催いたします。

24ページをお願いいたします。

基本方針4、方向3、施策3、主要事務事業、「下野谷遺跡の保存・活用」では、史跡指定地のうち、現在、公有地となっていて、一体的な整備が可能な下野谷遺跡公園、道路及び広場を対象として、全体造成やエントランスゾーン、体験ゾーンの整備に係る実施設計を行います。

25ページ、最後のページをお願いいたします。

基本方針4、方向3、施策4、主要事務事業、「地域・行政資料の電子化とその公開に向けた取組」では、電子化した地域・行政資料のホームページ公開をより一層進めてまいります。

なお、本主要施策については、平成31年教育委員会第2回定例会で御承認をいただいた議案、平成31年度教育関係予算についての専決処分について、の予算案に基づき実施予定の事業でございます。平成31年西東京市議会第1回定例会の予算案の成立により確定するものであることを御留意いただきますようお願い申し上げます。

簡単ではございますが、私からの説明は以上でございます。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○米森委員 働き方改革の17ページの事業予算4,480万円でございますけれども、部活動指導員は重複になっていますが、そのほかどういう事業が考えられているか、教えていただけますか。

○福田教育部主幹兼統括指導主事 出退勤を時間で管理するために、ICカードをピッとやって出退勤を管理するシステム、システム導入に伴う研修会、教職員のストレスチェック、一定ラインを超えた方に対して産業医の面接指導、それから、今、4校に配置しております、先生たちのいろいろな補助をしてくれるスクール・サポート・スタッフの全校配置、そういったもので、ここに掲げてある予算額になっております。

○米森委員 ありがとうございます。

○山田委員 私も同じように働き方改革のことで、16ページのほうで、今もお話にあったように、スクール・サポート・スタッフとか部活動指導員等、先日、私、文科省で開かれた研究会へ参加させていただいて、そこで西東京市の取組を紹介したんですけども、基本的に、多くの市町村の中で結構進んでいるほうだという印象を受けてきたんですが、その席上で、文科省のほうからやはり強く言われたのが、そういった人材の人材バンクを用意すべきではないかと。多分、東京都がそれを作っておられるかどうかかわからないんですけども、西東京市として、スクール・サポート・スタッフだとか部活動指導員、そういう人材に困っているというようなことはないのでしょうか。

○内田教育指導課長 部活動指導員、スクール・サポート・スタッフ共に、まず、各学校のほ

うで人材情報を持っているかどうかを確認しております。現状では、全ての学校で、そういった人材情報があるわけではないので、教育委員会として、部活動指導員やスクール・サポート・スタッフの募集を行っております。その募集の中で、各学校に配置できるような人材を確保していきたいと考えております。

○山田委員 やはりいろいろな自治体、その人材確保に苦労しているようですので、例えば、本市でも、現時点ではうまくいくかわからないですが、先々、人材が不足する可能性もあって、その場で指摘されたのは、やはり学校をリタイアした先生方を囲い込んでおくというようなことが提案されていまして、教育委員会としても、その辺を進めていく必要があるのではないかなと強く感じた次第であります。

○木村教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○山田委員 1つ、意見を。働き方改革の関連なんですけど、西東京市は、基本的にほかの自治体と比べて、多分、対策が先行してはいると思うんですけども、先だっていた資料の中で、結局、過労死ラインを超えている先生が、いまだ、調査時でも30%でしたっけ、かなりの数いるということなので、先駆的に行ってきた対策が必ずしもそういうものを減らすのに直接つながっていない可能性もあると。そこに力を更に注ぐのも非常に重要だとは思いますが、やはり教員の働くターゲットですね、スリム化、教員がやらなくても済むことと、教員以外ができること、それから事務職員の活用、そういったことをやはり教育委員会としても更にサポートしていく必要があるというふうに強く感じて帰ってまいりましたので、ぜひそのようにしていただければというふうに思います。

○木村教育長 ほかに討論はございませんか。――討論を終結します。

これより議案第13号 平成31年度西東京市教育委員会の主要施策、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○木村教育長 日程第7 議案第14号 西東京市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○森谷教育部参与兼教育企画課長 議案第14号 西東京市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則について、説明申し上げます。

本議案は、教育委員会の会議運営手続の見直しを図るため、傍聴人に関する規定を改めるものでございます。

それでは、主な改正点について説明いたします。

恐れ入りますが、議案書を1枚おめくりいただいて、新旧対照表を御覧ください。表の右側が現行の規則、左側が改正案でございます。

第4条第4号、「テープレコーダー、カメラ、ビデオカメラ等を携帯している者」を削り、第5条に第6号として、「写真撮影、録画及び録音をしないこと。ただし、教育長の許可を得たときはこの限りでない」の1号を加えるものでございます。

施行日は公布の日からといたします。

私からの説明は以上でございます。

- 木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第14号 西東京市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

- 木村教育長 日程第8 議案第15号 西東京市教育委員会文書管理規程の一部改正について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

- 森谷教育部参与兼教育企画課長 議案第15号 西東京市教育委員会文書管理規程の一部改正について、説明申し上げます。

本議案は、本年5月1日に現行法が改められることによる公文書における年度等の表記について改正を行うものです。

主な改正点について説明いたします。

恐れ入りますが、議案書を1枚おめくりいただき、新旧対照表を御覧ください。表の右側、現行の規則の第5条、「公文書には原則として、元号を用いるものとする」の一文を削るものでございます。

なお、施行日は平成31年4月1日といたします。

私からの説明は以上でございます。

- 木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第15号 西東京市教育委員会文書管理規程の一部改正について、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

- 木村教育長 日程第9 議案第16号 西東京市教育委員会公印規則の一部を改正する規則、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

- 森谷教育部参与兼教育企画課長 議案第16号 西東京市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について、説明申し上げます。

本議案は、社会教育課専用西東京市教育委員会印の用途を改めるとともに、用字用語の整理等、所要の改正を行うものでございます。

主な改正点について説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書を2枚おめくりいただき、新旧対照表を御覧ください。

別表1、番号9、「社会教育課専用西東京市教育委員会」印の用途を、「同上」から「学校施設使用に関する事務の各種承認書用」に改めます。

また、このほか、番号1、「西東京市教育委員会」印の用途に、「賞状用」を加え、番号2、「西東京市教育委員会契印」を「西東京市教育委員会割印」に、また、用途を、「文書契印用」から「割印用」に改め、1枚おめくりください。番号27、「西東京市立何学校契印」を「西東京市立何学校割印」に改め、また、用途を、「文書契印用」から「割印用」に改めるなど、文書管理における公印使用の実態に合わせた改正を行うほか、用字用語の整理等、所要の改正を行います。

なお、施行日は平成31年4月1日といたします。

私からの説明は以上でございます。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第16号 西東京市教育委員会公印規則の一部を改正する規則、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○木村教育長 日程第10 議案第17号 教育財産の用途廃止についての専決処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○名古屋教育部主幹 議案第17号 教育財産の用途廃止についての専決処分について、の提案理由を説明申し上げます。

本議案につきましては、中原小学校建替に伴い、教育財産の用途廃止について、西東京市教育委員会事務委任規則第5条の規定により専決処分をしたため、同規則第6条の規定に基づき、報告を行うものでございます。

2枚目の専決処分書を御覧ください。

平成31年2月27日付で、解体業者より東京都へ建築物除却届が提出されましたので、同日に市長部局へ通知を行ったものでございます。

対象としましては中原小学校、建物の面積につきましては、校舎・体育館を含めまして6,155平方メートルとなります。

説明は以上でございます。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第17号 教育財産の用途廃止についての専決処分について、を採決いたします。原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり承認されました。

○木村教育長 日程第12 報告事項に入ります。質疑は後ほど一括して行いたいと存じます。

(1) 教育財産の取得申出について(報告)、説明をお願いいたします。

○名古屋教育部主幹 報告事項、教育財産の取得申出について説明申し上げます。

平成31年2月22日に西東京市立ひばりが丘中学校のグラウンドの屋外倉庫棟が完成し、同日取得したことを市長に申し出たことを報告するものでございます。

対象校としましては、ひばりが丘中学校になります。

建物面積につきましては屋外倉庫棟110.04平方メートルになります。構造といたしましては鉄筋コンクリート造になります。

私からの報告は以上でございます。

○木村教育長 次に、(2)下野谷遺跡の追加指定(告示)について、説明をお願いいたします。

○掛谷社会教育課長 それでは、下野谷遺跡の追加指定(告示)につきまして、説明申し上げます。

本件につきましては、平成30年第6回教育委員会定例会におきまして議決をいただきまして、東京都教育委員会を通しまして文化庁に意見具申をした案件でございます。

この度2月26日の官報告示におきまして史跡として指定されましたので、報告申し上げるものでございます。

恐れ入りますが、資料を1枚おめくりいただきますと、官報の抜粋ということで、表面と裏面に掲載したものを添付させていただいております。裏面に下野谷遺跡の部分がございしますので、御覧いただければと思います。

次年度以降、こちら、用地取得に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

説明は以上となります。

○木村教育長 次に、(3)公民館のあり方について(報告)、説明をお願いいたします。

○大橋公民館長 公民館のあり方について、報告をさせていただきます。

今回の公民館のあり方につきましては、西東京市公共施設等総合管理計画、公共施設等マネジメント基本計画において、課題・問題とされている施設に関する公民館のハード面を中心に、職員の検討委員会で課題・問題を整理・分析し、取りまとめたものでございます。

報告書のあり方の2枚おめくりいただいて、目次をお願いいたします。

今回のあり方は4章で構成させていただきました。

1枚おめくりいただいて、2ページをお願いします。

第1章では、「公民館の設置状況」として、組織の体系と館の移転による配置バランスの改善と運営効率の向上を図ってきたところでございます。役割としましては、様々な市民を対象に、各種事業・講座を実施し、職員が様々な支援を行うことで地域コミュニティの形成に寄与しているといったところでございます。

1ページおめくりください。

第2章では、「公民館の機能・役割」として、公民館施設が持つ機能と事業が果たすべき役割と、公民館6館のそれぞれの役割、機能の見直しや業務の効率化について取り上げたところでございます。

4ページ、第3章をお願いいたします。

第3章では、公共施設等マネジメント基本計画で課題とされている事項の整理と分析を行い、施設利用者数や講座への参加者数の状況等の分析を行い、また、他施設等との類似性や

事業の類似性についても分析を行いました。

2ページおめくりください。7ページをお願いします。

第4章では、「今後の方向性」として、6項目に取りまとめさせていただきました。

まず、公民館の機能としての役割、各館の担当エリア、各館の老朽化した施設等の更新と田無公民館の耐震補強、他施設を含めた公共施設の適正配置の検討、そして社会教育施設への受益者負担の適正化について検討することを取り上げたものでございます。

また、公民館の事業・機能等を含むソフト面に関するあり方については、現在、公民館運営審議会に諮問している公民館事業評価の位置づけと、事業計画との関係についての答申が出た後、再度、職員検討委員会を立ち上げ、今後の方針を検討してまいりたいと考えております。

私のほうからは以上でございます。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

以上で報告事項を終わります。

○木村教育長 今後の進行について御相談したいので、暫時休憩といたします。

午後 3 時 18 分 休憩

午後 4 時 23 分 再開

○木村教育長 休憩を閉じまして会議を再開いたします。

○木村教育長 日程第13 その他、を議題といたします。教育委員会全般についての質疑を受けいたします。

○米森委員 SNSの関係でも思ったのですが、文科省でもそうですが、スマートフォンの持込についていろいろ議論があるかと思いますが、例えば、小学校と中学校で同じで良いのかなと思ったりしますので、その辺の取組はいかがでしょうか。

○福田教育部主幹兼統括指導主事 国のほうから大阪の動きを受けて、これから通知を出していくのかと思います。教育委員会の横のつながりで話し合いをしながら、どうやっていこうかと考えて進めていきたいと思っています。まだ現時点でははっきりとしたことは分かりません。

○木村教育長 まだ、通知も受けていないということですね。

○福田教育部主幹兼統括指導主事 はい。

○米森委員 今は持ち込んでいないですね。

○福田教育部主幹兼統括指導主事 原則は。

○木村教育長 これは今後いろいろご意見をね。

○米森委員 これからね。

○森本教育長職務代理者 難しいですね。

○木村教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

以上でその他を終わります。

○木村教育長 日程第11 議案第18号 西東京市教育委員会の指導主事の人事についての専決処分については、人事に関する案件であることから、先ほど決定しましたとおり、会議を秘

密会とさせていただきます。

恐れ入りますが、関係者以外の方は退席をお願いいたします。

それでは、暫時休憩いたします。

午 後 4 時 25 分 休 憩

午 後 4 時 31 分 再 開

○木村教育長 休憩を閉じまして会議を再開いたします。

以上をもちまして平成31年西東京市教育委員会第3回定例会を閉会します。どうもありがとうございました。

午 後 4 時 31 分 閉 会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会教育長

署 名 委 員